

熊本都市計画地区計画の決定（合志町決定）

都市計画合志町栄ニュータウン地区計画を次のように決定する。

名 称	合志町栄ニュータウン地区計画	
位 置	菊池郡合志町大字栄字南沖3792-11	
面 積	約 0.5 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・当地区は近年熊本市のベットタウン地区として整備されつつあり、隣接地は既に民間の宅地開発が行われており、今回も民間宅地開発を実施する事により良好な低層戸建住宅地としての土地利用整備を行う。
	土地利用の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な低層住宅地（建売分譲）としての形成に努める。
	地区施設の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地区施設としての次の公共施設の設置を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 区画道路（幅員6m） 2. 公園（一カ所）
	建築物等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種低層住居専用地域と同等の規制誘導を行う。更に建築物に付属する生かき又は、さくについても町並みの美観及び防災面に配慮した構造とし、良好な住環境を形成、維持する。

地区施設の 配置及び規模		道	名 称	幅 員	延 長	
		路	区画道路	6.0 m	約 98 m	
		公	名 称	面 積		
		園	南沖公園	約 215 m ²		
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	用 途 の 制 限	(1) 一戸建専用住宅 (2) 一戸建兼用住宅 (ただし併用部分の規模、用途は建築基準法別表第二の(い)項を適用する。) ※当地は、建売分譲地とする。			
		容積率の最高限度	8/10			
		建ぺい率の最高限度	4/10			
		高さの最高限度	10 m			
		最低区画面積	230 m ²			
		壁面位置の限度	・建築物の壁もしくはこれに代わる支柱又は高さ2 mを越える門又はへいは、壁面線(区画道路又は隣地境界線から1 m後退した線)を越えて建設してはならない。			
		かき若しくはさくの構造制限	(1) 道路に面する側のかき又はさくについてはつぎの各号に掲げるものとする。 (但し、道路境界線より0.5 m以上離れたものはこの限りではない) ①生垣 ②道路中心からの高さが1.5 m以下のさく			
		建築物の形態若しくは意匠の制限	・建築物の意匠、形態は、周辺地域の環境・景観に調和すること。			
備 考		・区域は、計画図表示のとおり				